

健水発 0305 第 4 号
平成 24 年 3 月 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部
改正について

厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に
当たっての留意事項について」（平成 4 年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）につい
て、別表第 4 の一部を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴
管下の水道事業者等に対する周知指導方よろしく御配意願いたい。

なお、今般、追加されるアニリン等については近年我が国の河川、湖沼又は
地下水から検出されており、検出された最大値の目標値に対する割合が 10%を
超過することから、要検討項目に位置づけるものである。

記

別表第 4 に次の項を加えること。

45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1， 2， 3－トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2